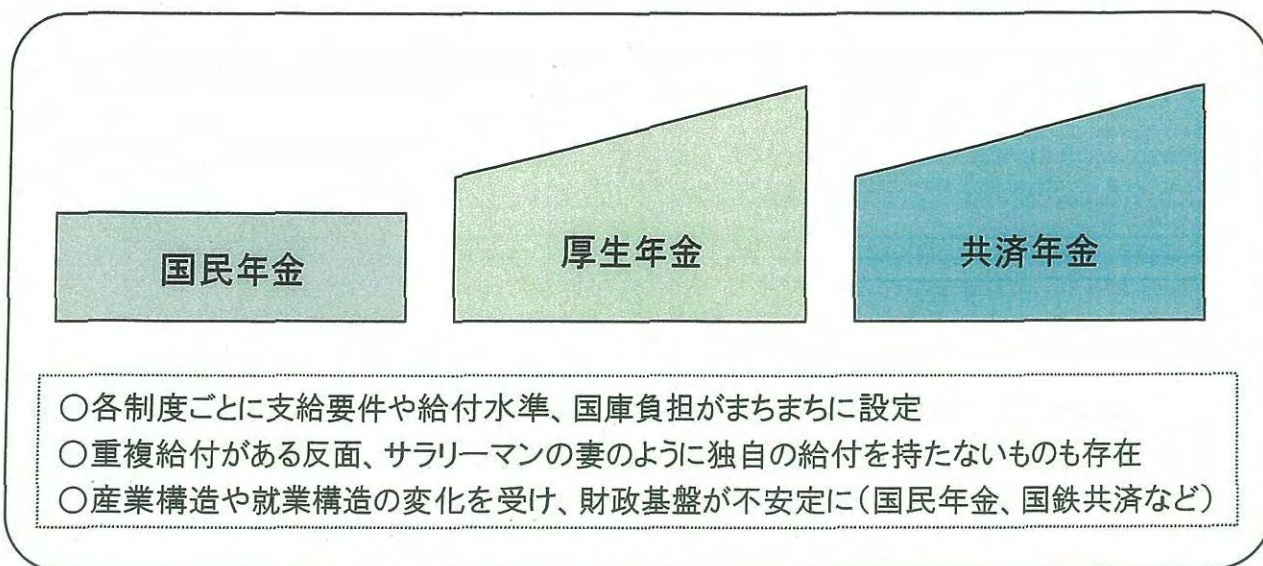


# 公的年金制度の一元化に向けてのこれまでの取り組み

## 【昭和60年改正前】

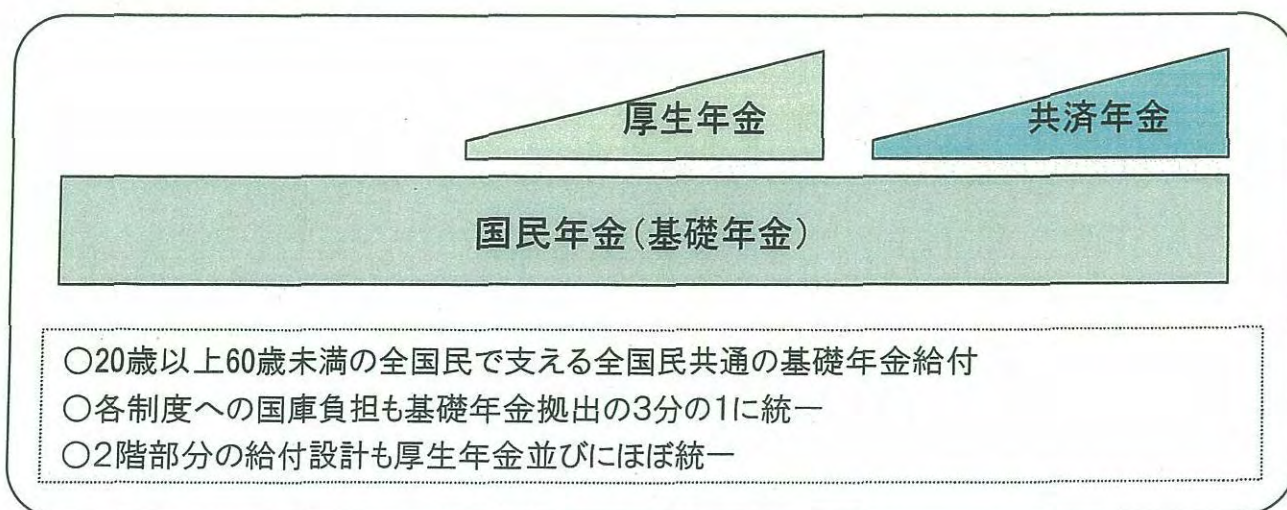


## 【昭和59年2月閣議決定「公的年金制度の改革について」】

公的年金制度全体の長期的安定と整合性ある発展を図るため、公的年金制度の一元化を展望しつつ、次のような改革を推進

- 1 国民年金を共通の基礎年金を支給する制度とし、厚生年金と共済年金は上乘せの報酬比例年金給付を行う制度とする（昭和61年度から実施）
- 2 昭和61年度以降は、以上の措置を踏まえ、給付と負担の両面において制度間調整を進め、これらの進展に対応して年金現業業務の一元化等の整備を推進するものとし、昭和70年を目途に公的年金制度全体の一元化を完了させる。

## 【昭和60年改正後】



## 【その後の取組み】

- 平成2年～8年 被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法(制度間調整法)による制度間調整の実施
- 平成8年3月 「公的年金制度の再編成の推進について」閣議決定
- 平成9年度 旧公共企業体(JR、JT、NTT)共済組合を厚生年金に統合
- 平成14年度 農林漁業団体職員共済組合を厚生年金に統合
- 平成9年度～ 基礎年金番号の導入

## 【平成13年3月閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」】

- 1 公的年金制度の一元化については、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとし、当面、以下のような対応を進める
  - ① 農林漁業団体職員共済組合：平成14年度に厚生年金に統合
  - ② 国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合：両制度の財政単位の一元化
  - ③ 私立学校教職員共済：次期財政再計算時からの保険料引上げの前倒しの検討、被用者年金制度における位置付けについての検討
- 2 さらに、被用者年金制度の統一的な枠組みの形成を図るために、厚生年金保険等との財政単位の一元化も含め、更なる財政単位の拡大と費用負担の平準化を図るための方策について、被用者年金制度が成熟していく21世紀初頭の間に結論が得られるよう検討を急ぐ。

## 【現在の状況】

### 国家公務員共済組合、地方公務員共済組合

両制度の財政単位の一元化を図るための法律が成立(平成16年10月実施)

- ・両制度の保険料率を平成21年に向け段階的に一本化
- ・両制度間で財政調整を実施

### 私立学校教職員共済

- ・他の被用者年金制度と同じ引上幅で保険料率を引上げ(平成17年4月実施)
- ・被用者年金制度における位置付けについて検討

※共済制度では法律に基づき、保険料率は定款で定めることとされている。